

特定非営利活動法人オープンソースソフトウェア協会 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人オープンソースソフトウェア協会という。

2 この法人の英文名は、Open-Source-Software Association of Japan とし、略称はOSSAJ とする。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都品川区西五反田六丁目3番23号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を熊本県上益城郡益城町田原2081番28に置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

この法人は、オープンソースソフトウェアに関する情報の収集・提供、利用、技術者の育成、オープンソースコミュニティの支援等に関する活動を行い、「オープンソースソフトウェアをシステム構築に利用」するための知識、技術などを蓄積し、オープンソースソフトウェアの活用の促進に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- 1) オープンソースソフトウェアおよびその利用に関する啓蒙普及を図る事業
- 2) オープンソースソフトウェアおよびその利用に関する情報の収集・蓄積・整備および提供を図る事業
- 3) オープンソースソフトウェアおよびその利用に関する技術促進を図る事業
- 4) オープンソースソフトウェアおよびその利用に関する社会的および法的問題の調査・研究・提言を図る事業
- 5) オープンソースソフトウェアに関わる人材育成のための研修・研究および認定を図る事業
- 6) オープンソースソフトウェアに関わる人材および団体の活動支援および交流を図る事業

(2) その他の事業

- 1) オープンソースソフトウェアおよびその利用に関する調査・研究の受託
- 2) オープンソースソフトウェアを利用したシステム開発およびコンサルテーションの受託
- 3) オープンソースソフトウェアに関するパッケージおよびマニュアルの販売
- 4) オープンソースソフトウェアに関連した物品の販売

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

第6条 (種別)

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した法人および団体。ただし、議決権は有しない。

(3) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。ただし、議決権は有しない。

第7条 (入会)

会員の入会については、この法人の目的の賛同していることを前提に、特に条件を定めないものとする。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面（電子媒体書式を含む）をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 (入会金および会費)

会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条 (退会)

会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、またはこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員、顧問および職員

第12条 (種別および定数)

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を会長、若干名人を副会長とする。

第13条 (選任等)

理事および監事は、総会において選任する。

2 会長および副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

第14条 (職務)

会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

第15条 (任期等)

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条 (欠員補充)

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条 (解任)

役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第18条 (報酬等)

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第19条 (顧問)

この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者またはこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第20条 (職員)

この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

第21条 (種別)

この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

第22条 (構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第23条 (権能)

総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画および予算並びにその変更

(5) 事業報告および決算

(6) 役員を選任、解任および報酬

(7) 入会金および会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担および権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

第24条 (開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面（電子媒体書式を含む）をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条（招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面（電子媒体書式を含む）をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第27条（定足数）

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面（電子媒体書式を含む）をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面（電子媒体書式を含む）表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

第31条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第32条（権能）

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条（開催）

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面（電子媒体書式を含む）をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第34条（招集）

理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面（電子媒体書式を含む）をもって、少なくとも理事会の10日前までに通知しなければならない。

第35条（議長）

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第36条（議決）

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面（電子媒体書式を含む）をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面（電子媒体書式を含む）表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第40条（資産の区分）

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産およびその他事業に関する資産の2種とする。

第41条（資産の管理）

この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第42条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条（会計の区分）

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他事業に関する会計の2種とする。

第44条 (事業計画および予算)

この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条 (暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条 (予算の追加および更正)

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

第47条 (事業報告および決算)

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第48条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第49条 (臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

第50条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更したときは、(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項については)所轄庁に届け出なければならない。

第51条 (解散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条 (残余財産の帰属)

この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において出席した社員の半数以上の議決を経て選定されたものに帰属するものとする。

第53条 (合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第54条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ホームページ(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

第55条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	足立 國功
副会長	三田 守久
理事	榎本 博之
同	大塚 裕章
同	小碓 暉雄
同	木ノ下勝郎
同	佐藤 賢司
同	高橋 正
同	中村 一孝
同	能登 末之
同	山田 博英
監事	佐野 稔
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金	：無料		
年会費	：正会員		12,000 円
	：賛助会員	1 口	120,000 円
	：一般会員		無料